

■ うなぎ稚魚漁業の許可方針についての意見公募結果

・意見公募期間（令和7年8月28日から9月8日まで）

・提出された意見数 1名から5件（うち3件はうなぎ稚魚漁業の許可方針に係る意見ではないため、回答は行いません。）

No.	ご意見の概要	ご意見に対する回答
1	<p>・うなぎ稚魚漁業の採捕期間が1月1日から3月31日までの90日間に定めた根拠は。</p>	<p>採捕期間については、令和5年度の特別採捕から知事許可漁業への移行に際し、以下のことを踏まえるとともに、関係者等への説明会や意見交換を行い、1月1日から3月31日の90日間としております。</p> <p>①うなぎ稚魚（以下、「シラスウナギ」という。）の採捕報告によると、近年は2～3月が主漁期であること</p> <p>②内水面漁業関係者からシラスウナギの採捕の際に混獲されたアユ仔稚魚が岸壁に放置されているという情報があったこと</p> <p>③内水面漁業センターの調査によると11～12月に集魚灯へのアユ仔稚魚の蝟集が多く、すくい網による混獲が懸念されたこと</p> <p>④多くの関係者から採捕期間中にシラスウナギを効率的に漁獲できるといわれている新月を3回入れて欲しいと要望があったこと</p> <p>なお、令和6年度以降も関係者への説明会等を通じ、取扱方針を検討しております。</p>
2	<p>・うなぎ稚魚漁業の高知県の採捕数量を600.3kgにしている根拠は。</p>	<p>シラスウナギの採捕数量については、水産庁からウナギの資源管理に関して次のとおり技術的助言がありました。</p> <p>①国内のシラスウナギの池入れ数量は、内水面漁業の振興に関する法律に基づき全国的な上限が設定されており、都道府県において採捕数量の上限を定める必要はないこと</p> <p>②これまで、特別採捕の運用において、採捕数量の上限が自県の池入数量を下回るほど過度に制限されているなど、正確な採捕数量の報告が行われにくい規制をされて</p>

		<p>いることが指摘されてきていること</p> <p>③合理的な根拠のない採捕数量の制限を条件とすることは適当でないこと</p> <p>上記①に関しては、本県河川におけるウナギ成魚の漁獲量が1990年代から減少し、現在も低迷していることを踏まえ、本県河川に遡上するシラスウナギの保護が必要との認識から採捕数量の上限を設定しました。</p> <p>また、数量につきましては、上記②及び③を踏まえ、内水面漁業の振興に関する法律に基づく本県の養鰻業におけるシラスウナギの池入れ上限である600.3kgを採捕数量の上限としました。</p> <p>なお、採捕期間と同様に採捕数量につきましても、関係者等への説明会や意見交換を行うとともに、令和6年度以降も関係者への説明会等を通じ、取扱方針を検討しております。</p>
--	--	---